

政 務 活 動 費 成 果 報 告 書

令和5年2月1日

犬山市議会
議長

様

議員名 久世尚裕

下記のとおり、会派視察の成果を報告いたします。

(1) 年 月 日	令和5年1月11日(水)～令和5年1月13日(金) (2泊3日)
(2) 場 所	東郷・張院会館 群馬県太田市
(3) 形 態	会派(清風会)：その他()
(4) 内 容	別紙
(5) 成 果 ・ 提 言	別紙



視察日：2023 年 1 月 11 日

視察地：国土交通省（議員会館・伊藤孝恵参院議員事務所にて）

視察テーマ：河川空間のオープン化について

現在、犬山市では犬山市観光戦略に基づき「木曽川遊歩道の活性化」が計画されている。今年度は「可能性調査」を行っており、そろそろその成果物が提出される頃。現時点では遊歩道を美装化し、固定の店舗を置くべきだと考えている。そこで、国土交通省の担当課と法的な要件についての意見交換を行った。

河川区域内で工作物を設置するには河川法 24 条に基づく占用許可を得る必要がある。その審査基準が「河川敷占用許可準則」。

占用主体は原則、地方公共団体。

占用施設も道路、公園、遊歩道などが原則。

一般的基準としては、治水上、利水上の支障を生じないことと、他の人の利用を著しく妨げないもの、河川整備計画などに沿ったものであること。

また、河川区域に設ける以外に方法がない、河川区域に設置することがやむをえない、他の工作物に影響を与えない、などの条件がある。

平成 23 年に準則が改正され、一定の条件を満たすことで民間事業者が営利事業を行うことができるようになった。

それが「河川空間のオープン化」。

要件は、

- ・河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること（地域の協議会などを醸成）
- ・通常の占用許可で満たすべき各種基準に該当すること
- ・都市地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること

占用許可の可能な施設としては、

- ・広場、イベント施設、遊歩道、船着き場等と一体をなす売店、オープンカフェなど

河川法上は特段、道路だと規制が厳しいとか公園なら緩いなどという差はない。

民間企業に管理を委託することは可能か？という質問に対しては、「占用主体が自治体で、その施設を貸し出す形で使用契約をすることは可能。民間が占用主体というケースもあるが、そのような事例は少ない」という回答だった。犬山市では占用主体を民間として管理もそこで担っていただければありがたいが、現実的にはやはり行政の関与が少なからず必要になりそう。

特に国交省の担当課としては、「地域の合意」が重要であると強調していた。

犬山市への提言・書簡

現在、市の観光課が行っている地元地区住民との意見交換会は地域合意を得るために必要不可欠であり、ぜひ継続的に続けていただきたい。

もう一つの重要なポイントは「河川管理者との協議」ということがわかったが、国交省から資料提供された事例集を見ると、愛知県で実施している3件（名古屋市、岡崎市、蟹江町）は管理者が名古屋市長、愛知県知事であり、犬山は木曽川上流事務所（中部地方整備局）となるため、同じ許可権者の事例である岐阜市（長良川右岸プロムナード）を参考にするというのではないか。

視察日：2023年1月11日

視察地：厚生労働省（議員会館・伊藤孝恵参院議員事務所にて）

視察テーマ：国民健康保険の法定外繰入について

国民健康保険について、犬山市はもともと安定的な財政運営をしており赤字補填をしていなかったが、平成30年の制度改革によって県単位での国保税平準化が進められるようになってから増税を余儀なくされている状況が続いている。近年、10%近くになる大幅な増税を毎年度続けて行わざるをえない状況になっており、市の一般会計からの「法定外繰入」に踏み切るかどうかの判断を近々行わなければならない。それについて厚労省と意見交換を行った。

まず、厚労省としては「赤字補填しない状態を引き続き維持していただきたい」とのこと。全国で赤字補填している保険者は200数十団体（約1700団体中）。

平成30年の都道府県単位での制度変更から6年が経つ。赤字補填している団体は減少傾向になっている。

被用者保険（社会保険など）がパートなどを対象に適用拡大されており、被保険者は年々減少している状況。

都道府県に財政安定化基金があり、「本体基金」と「特例基金」という2つの枠組みがある。本体基金は制約が大きいですが、令和4年に特例基金として財政調整事業が新設された。年度間で保険料の平準化を図るものであり、自由度を高めたもの。だが、愛知県は剰余金を昨年度使い切ってしまったため、そこに回す原資がない。県が一般会計から特別会計に入れることもベナルティの対象になる。

市で財政安定化基金のようなものを設けても一般会計から入れるという時点でペナルティの対象になるという厚労省担当者の見解。ペナルティを課されると保険者努力支援制度の加算分がなくなり、県の方にも同様の制度があるため影響が出る。

厚労省としても、社会保障ワーキングという外部のところから絶対に削減しろというかなり強く圧力がかかっている、とのこと。使う方（医療費）をなんとかしたいという考え。たとえば、検査の重複を避けるためにデジタル機器を導入するなどあの手この手を考えている。

犬山市の社会医療法人への先端医療機器導入補助金については、良い検査機器を入れれば検査回数は増えるため医療費に跳ね返ってくる。

国としては、かかりつけ医からの紹介で、必要があれば検査していただくということを進めてはいる。

国民健康保険運営協議会で意見が出たふるさと納税での寄附金をダイレクトに国保特別会計に入れるというのは、あくまでも「寄附」となるため、一般論として特会に寄附を受けることは可能。だが、厚労省として検討したことはない。総務省が何と言うかはわからない、とのことだった。

犬山市への提言・所感

一言で言うと「救いのない話」だった。担税力のある被保険者は次々に被用者保険（政府管掌社会保険など）に移行し、国民健康保険に残る人が大きく損を被ることになってしまう。国民皆保険のための最後のセーフティーネットになっていながら「保険」（互助）としての建前を保とうと無理をしている状態。これでは国に逆らってでも自衛するしかなくなってしまう。

視察日：2023年1月12日

視察地：東京都庁

視察テーマ：火葬場（葬儀場）の状況について

犬山市は尾張広域事務組合で火葬場を近隣市町と共同運営しており、昨年10月に動物炉で事業者による不祥事があってから市民の関心が高まっている。その運営のあり方を考えるため、民営の火葬場を複数持っている東京都の事例を参考にしたいと思い、都庁を訪れ担当課からヒアリングを行った。

東京都が運営している葬儀所は瑞江葬儀所。全国唯一、都道府県が持っている火葬場である。火葬場は通常、保健所がその所管となるが、東京都では「特別区」ごととなっている。9つの火葬場のうち、7つが民間によって運営され、そのうちの6つが東京博善株式会社による運営

となっている。

一部事務組合で運営されているのは臨海斎場。（港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区）

火葬料は都民 59,600 円、都民外 71,520 円。犬山市も属する愛北広域事務組合では管内 5,000 円、管外 70,000 円で、大きく差がある。

都は他の葬儀所の料金その他について「情報を持っていない」とのこと。東京都の場合、指導監督権はあくまで特別区であるため。

なお、利用料金に消費税はかかっていない。

東京都では、他の火葬場と料金の調整や協議は行っていない。瑞江葬儀所の料金は東京都条例に基づいて決定されている。料金は「原価相当」とのこと。

ペット火葬は瑞江葬儀所では行っていない。おそらく民間で行っている、とのこと。

残骨灰は東京都が売却し、一般会計に収入として計上している。昨年の実績は年間 1000 万円程度。

犬山市への提言・所感

料金の問題は都民全体の公平性に関わる問題のため、「承知していない」で済ましてしまうことにはやや違和感がある。しかも消費税の非課税取引となっているということは公益性の高い事業ということ。職員の方の問題ではなく、制度設計の問題。知事や議会が「都が全体の調整を図るべき」と決定すれば解決するのではないか、と感じた。

犬山市に関しては、年間で尾張北部聖苑の負担金が約 3800 万円ほど発生しているため、残骨灰から採取される貴金属の売却や料金の値上げ等で負担軽減を少しでも図るべきだと考える。

視察日：2023 年 1 月 12 日

視察地：台東区・墨田区

視察テーマ：河川空間のオープン化について

犬山市では木曽川河川敷遊歩道のリニューアルを予定しており、個人的にはその中に店舗を置くべきだと考えている。そこで、特に隅田川周辺で先駆的な取り組みをしている東京都の事例を研究したいと考えた（同行者:上田令子都議会議員）

まず訪れたのは両国リバーセンター。ホテル・レストラン等複合施設の建設、スーパー堤防の

整備、防災船着場の増設を同時に行った事業である。PPP を活用し、都用地・区有地の定期借地権を設定して貸し付けを行った。

リバーセンター内にはホテル、レストラン、カフェ、水上バス待合所、区の子育て支援施設を設置。水上バス待合所と子育て支援施設は地代と施設賃料を相互に支払うことで実質的に行政側の負担はなくリニューアルしている。

スーパー堤防上に設けた「かわてらす」（川床のようなもの）は民間事業者が特例占用許可を取得して管理運営を行っている。

リバーセンター内の案内所で「御船印」なるものが販売されていた。犬山城の御城印も成果を挙げているため、セットで販売することでさらなる効果が得られそうだ。木曽川遊覧船事業で取り入れていただいたらいいのではないかと思います。

その後は「すみだリバーウォーク」（台東区・墨田区）を視察。東武鉄道が高架下に整備した複合商業施設「東京ミズマチ」と合わせて浅草寺からスカイツリーへの導線をつくるとともに、賑わいづくりが図られている。

さらにそこに隣接されている「隅田公園オープンカフェ」（台東区）。こちらは河川区域にオープンカフェを2店舗（タリーズコーヒー、Cafe W.E）河川区域内に設置。事業者は公募で選出し、収益の中から「地元還元費」が地元協議会に拠出されている。

犬山市への提言・所感

「浅草寺からスカイツリー」という日本が誇る2大観光資源をつなぐための仕組みであり、非常に市場性が高い場所だった。

木曽川遊歩道も国宝犬山城と木曽川うかいの乗船場をつなぐ導線上にあり、それなりの市場価値はある。オープンカフェを置くことで休憩場所やトイレも確保できるため、一定の公益性もある。やはり、ある程度の行政投資を行っても固定店舗の設置を進めるべきだと考える。

視察日：2023年1月13日

視察地：群馬県太田市

視察テーマ：小中一貫教育について

現在、犬山市では城東小学校と中学校を軸に小中一貫教育導入の構想が一部持ち上がっている。そこで、令和3年4月に開校した群馬県太田市立「北の杜学園」の視察を行った。

太田市の人口は県内3位で約22万人。中島飛行機の技術を受け継いだスバル本社があること

から、関連産業の集積もあり、税収は豊か。

「小中連携」については、平成 24 年に基本的な方向として進めることが教育委員会で決まっていたが、小学校と中学校が距離的に離れていることから、難しいことが多かった。

そんな中、平成 28 年に学校教育法が改正され「義務教育学校」制度が新設。この制度を使い、北中学校区への導入を図ることが平成 28 年の総合教育会議で決定された。

太田市の市長は清水聖義氏。「国にもモノ言う」市長としても著名な人物。教育委員会にも特に異論はなかったとのことで、すぐに準備会を設け、中学校に校区内の 2 つの小学校を移転統合する形で新たに校舎を増築し、令和 3 年に開校した。

1 学年 90 人ほどで、現在は全校生徒 802 人。

小中一貫教育のメリットとして、

- ・ 5 年生から中学生の生活スタイルに合わせて無理なく余裕をもって授業を進められる
 - ・ 教員は情報の共有ができ、その子に合わせた継続支援ができる
 - ・ 大きな学校になるため教員が「組織で動く」ことを身に着けることができる
 - ・ 小学校文化と中学校文化を融合させることができる
 - ・ 学校給食は小学校で作り中学校にはそこから配送しているが、配送の必要がなくなる
- といった点がある。

デメリットは特にはないが、通学・交通面での心配がややあるとのこと。

学校の隣には道路を挟んでスバル本社がある。小学校と中学校が統合されることで児童生徒が一か所に集中することになるため、保護者にも学校にも不安があった。

そこを主にフォローしているのは保護者も含めたボランティアの方々。小中一貫校の設立がきっかけで「学校運営協議会」が組織され、地域コーディネーターと学校コーディネーターが核になってボランティア集めをし、通学の同伴支援をしている。スバル社員も一貫校の設立以後、旗当番をしてくれている。スクールバスは 2 便制。

市の方でも「通学路安全対策本部」を設け、交差点にたまり場を作るなど対策をとっているとのことだった。

犬山市への提言・所感

小中一貫教育に特にデメリットがあるとも思えず、多年代との関わりや給食室のようなハードの共有などメリットが大きい。犬山市でもぜひ取り入れるべきだと考える。

視察日：2023 年 1 月 13 日

視察地：群馬県太田市

視察テーマ：地元議員のご案内

北の杜学園視察後は同席していただいた中村和正太田市議のご案内のもと、「太田市美術館・図書館」と現在建築が進められている「新市民体育館」を視察した。

太田市美術館・図書館は非常に珍しい美術館と図書館を併設した施設。平成 29 年に開館し、非常に創造性ある構造から「現代の『さざえ堂』のようだ」と建築物としても評価が高い。交通のハブである太田市駅と直結した立地でアクセスも申し分なく、施設内のカフェもにぎわっていた。

新市民体育館は太田市運動公園内に現在建設中。バスケットボールの B リーグ・群馬クレインサンダースの本拠地になっている。総事業費は 82.5 億円。そのうち、企業版ふるさと納税で 44 億円、国 10 億円、県 1 億円、市 27 億円という費用割合。合併特例債などを活用することで市の一般財源からは 2 億円程度の負担になるとのこと。ネーミングライツは「オープンハウスアリーナ」。オープンハウス社は群馬クレインサンダースのスポンサーになっているが、企業版ふるさと納税の除外要件（経済的利益のあるところには不可）には該当しないという国の見解。企業版ふるさと納税活用の好事例としてぜひ参考にしたい。

犬山市への提言・所感

図書館美術館は個性満点のつくりで、新体育館は規模がとくかく大きい。簡単にマネはできない…と思いつつも、企業版ふるさと納税の活用は目から鱗だった。すばらしい取り組みだと思っています。